有効期間査定要領

１．査定方法
　この査定基準は、食品衛生法施行条例第３条の別表第２による営業施設の基準に合致していることが前提であるので、これを考慮し且つ次の点に留意し査定を行うこと。
　なお、営業形態を⑴固定店舗、⑵食肉販売業（包装肉）・乳類販売業、⑶食品営業自動車による飲食店営業・喫茶店営業・菓子製造業、⑷⑶以外の食品営業自動車による営業、⑸自動販売機による営業の５形態に分類する。「有効期間査定基準」において、個々の営業形態で斜線が引かれた査定項目にあっては査定を行わないので注意すること。

【施設・設備の構造に関する項目】
①建物
　鉄骨又は鉄筋コンクリート、石材、ブロック、煉瓦造りであること。なお、ビル等の一部が許可対象となっている場合、許可対象部分が該当すればよい。従って、許可対象部分の一部（原材料保管庫等）が木造、プレハブであるものは該当しない。
　自動販売機にあっては、屋内設置を該当とする。
②天井・内壁
　調理場、製造場及び販売所等（原材料保管から調理、加工及び製造を経て包装までの施設及び販売所をいう。以下⑥まで同じ。）の天井・内壁はコンクリート、モルタル、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材であること。また、該当する材質であってもひび割れ、欠落、剥離等が生じ、その状態で放置されている場合は該当しない。（以下、④並びに⑦から⑩についても同様とする。）
　なお、鉄筋コンクリートの建物でも、内部装飾として天井、内壁を木、合成合板及び布等で内張した場合も該当しない。
③天井の構造
　調理場、製造場及び販売所等の天井は、パイプ、ダクト等が全て天井裏に収納され、天井面が平滑であること。
　また、照明器具も埋込みで、天井面とフラットなカバーで覆われていること。
④床・腰張り
　調理場、製造場及び販売所等の床・腰張りは、ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ及びｽﾃﾝﾚｽ等耐蝕性金属材であること。なお、床に排水溝が施してない場合、又はコンク　リート床に木、ビニールタイル等で内張した床も該当しない。
⑤内壁・床の構造
　調理場、製造場及び販売所等の内壁と床の接合部がＲ構造であること。また、内壁と腰壁の接合上部が４５度の取付構造であること。
⑥空調設備
　建物が全館空調設備により温度管理が行われており、その効果が調理場、製造場及び販売所等に及ぶこと。
⑦洗浄設備
　コンクリート、タイル、陶製及びステンレス等耐蝕性金属材であること。また、手指の洗浄設備は感応式等で専用であること。
⑧保管設備
　コンクリート、石材、ブロック、煉瓦又はステンレス等耐蝕金属材であること。なお、保管設備は、食品、添加物、食器・器具及び容器包装等条例でいう全ての保管設備をいい、施設に設置された全ての保管設備の材質が適合しなければならない。また、保管設備には戸がなければならず、目的に応じた数及び容量がなければならない。
⑨冷蔵・冷凍設備
　コンクリート、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材でかつ機械式であること。また、原料保管用と製品保管用はそれぞれ専用でなければならない。
　包装肉・乳類販売、自動車の販売業及び自動販売機にあっては、この項目と⑩の項目と合わせて査定を行う。
⑩製造・加工・調理・販売設備
　施設に設置された全ての該当設備が、コンクリート、タイル又はステンレス等耐蝕性金属材であること。
⑪給水
　水道法による水道水であること。但し、簡易専用水道にあっては、法定検査、清掃が行われていること。
　自動販売機にあっては、水道水であって且つ直結式を該当とする。
⑫便所
　専用であって且つ水洗式であること。但し、簡易水洗は該当しない。

【衛生管理等に関する項目】
⑬食品衛生責任者
　施設の食品衛生責任者が、新規、継続の責任者講習会を適正に受講していること。
⑭行政処分
　現許可期間中の食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
　なお、新規営業時は、該当しない。

【該当項目数の算定】
　査定は、前記査定基準に合致した場合に次表（表１）の該当項目の「結果欄」に数字の「１」を記入し、この数の合計を「該当項目数欄」に記入する。

２．許可の有効期間の設定
　施設・設備の構造に関する項目及び衛生管理等に関する項目の該当項目数から表２により許可の有効期間を決定する。
　なお、露店営業については、移動式や簡易組立式の屋台等その形態から考えて最低限の基準を満たすだけの設備しかなく、今後も衛生的に格段の向上が望めないことから、許可期間を５年とする。

【表１】

有効期間査定基準

営　業　の　種　類	
営業者の氏名又は名称	
営業施設の所在地	

○施設・設備の構造に関する項目結果							
査定項目内容		番号	固定店舗	包装肉・乳類販	自動車 飲食・喫茶 菓子	自動車 販売業	自販機
建　物	鉄骨又は鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ、石材、ﾌﾞﾛｯｸ、煉瓦造り	1					
天　井・内　壁	ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ、ｽﾃﾝﾚｽ等耐蝕性金属材	2					
天井の構造	ﾊﾟｲﾌﾟ等は全て天井裏に収納され、天井面が平滑	3					
床・腰張り	ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、ﾀｲﾙ、ｽﾃﾝﾚｽ等耐蝕性金属材	4					
内壁・床の構造	内壁と床の接合部がＲ構造 腰壁がある場合には、接合上部が45度の取付構造	5					
空　調　設　備	機械による室温管理	6					
洗　浄　設　備	ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾀｲﾙ、陶製、ｽﾃﾝﾚｽ等耐蝕性金属材	7					
保　管　設　備	ｺﾝｸﾘｰﾄ、石材、ﾌﾞﾛｯｸ、煉瓦、ｽﾃﾝﾚｽ等耐蝕性金属材	8					
冷蔵・冷凍設備	ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾀｲﾙ、ｽﾃﾝﾚｽ等耐蝕性金属材で機械式	9					
製造・加工・調理・販売設備	ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾀｲﾙ、ｽﾃﾝﾚｽ等耐蝕性金属材	10					
給　水	水道法による水道水	11					
便　所	水洗式	12					
○衛生管理等に関する項目							
食品衛生責任者	責任者講習会を受講していること	13					
行　政　処　分	現許可期間中の食品衛生法に基づく行政処分の有無	14					

該　当　項　目　数	

許可の有効期間	

実地調査の結果は下記のとおりである。

平成　　年　　月　　日

所属保健所名